

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

1. 現状

(1)職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員のデータ

区 分	公 務 員				民 間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
川上村	13人	53.10歳	238,200円	271,200円	—	—	—
給食調理員	3人	51.9歳	195,300円	—	調理士	39.8歳	300,100円
用務員	5人	55.3歳	213,300円	—	用務員	53.9歳	227,200円
運転手	5人	53.3歳	269,700円	—	運転手	61.0歳	264,900円
奈良県	292人	47.1歳	357,105円	414,251円	—	—	—
国	5,193人	48.8歳	287,094円	—	—	—	—

※ 「平均給料月額」とは、19 年 4 月 1 日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※ 民間データは、総務省において公表されているデータを使用している。

(賃金構造基本統計調査：平成 16 年～18 年の 3 ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 個人が特定されるものについては公表しない。(2 人以下の項目)

(2)年齢別職員数

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
全 体							1人	2人		6人	2人	2人
給食給食員								1人		2人		
用務員							1人			1人	1人	2人
運転手								1人		3人	1人	

(3)その他給与に関する事項

ア 給料表

技能職給料表(国家公務員の行政職俸給表(二)に同じ。ただし 3 級制)を適用。

イ 手当

一般職員の手当の支給方法に準ずる。

ウ 昇給基準

毎年 1 月 1 日に、前 1 年間における勤務成績に応じて、4 号給(57 歳を超える場合は 2 号給)を標準として昇給する。

2. 基本的な考え方

今後の取組については平成 18 年度に策定した集中改革プランに基づき、適正な定員管理を行う。

3. 具体的な取組内容

① 定員について

定年退職者に伴う新規採用は抑制していく。

② 給与について

給料表については、国に準拠しており、見直しの予定はない。手当については今後も一般職員の支給方法に準じて支給する。引き続き、適正な給与制度を維持するため各年度における人事院勧告と同等となるよう給与等の改正を実施する。

③ 昇給のあり方について

57 歳を超える職員の昇給抑制を実施する。

4. その他

退職不補充とし、事務・事業の見直し、民間委託等を検討予定。